

報道関係者 各位

令和3年9月1日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室長 鷺谷 英樹

賃金指導官 佐藤 博幸

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

## 秋田県最低賃金が変わります

～ 令和3年10月1日から時間額822円へ ～

### 概要

#### 1 改定内容

秋田県最低賃金は、次のとおり改定されます。

時間額 **822円**〔現行 792円〕  
(引上額 30円)

効力発生日 **令和3年10月1日**

#### 2 審議経過等

- (1) 秋田県最低賃金の改定について、令和3年6月30日に秋田労働局長から諮問を受けた秋田地方最低賃金審議会(赤坂薫会長)は、秋田県内の各種経済・雇用・賃金統計資料、賃金実態調査結果等を基に、慎重に調査審議を行い、8月5日、秋田県最低賃金を現行の時間額792円を30円引き上げて822円に改定することが適当であるとの答申を行いました。
- (2) 上記(1)の答申に対して、8月20日までに秋田県労働組合総連合ほか8団体代表から(裏面参照)、異議の申出がなされましたが、秋田地方最低賃金審議会は、8月23日、「8月5日付けの答申どおり決定することが適当である。」との報告を行いました。
- (3) 上記(2)の報告を受け、秋田労働局長は、秋田県最低賃金を時間額822円に改定することを決定し、本日(9月1日)官報公示を行いました。これにより、改定後の最低賃金は、令和3年10月1日から効力が発生することになります。
- (4) 秋田県最低賃金の改定の推移(10年間)は、別添のとおりです。

## 異議申出団体

- 1 秋田県労働組合総連合（議長 加賀屋俊悦）
- 2 秋田県春闘共闘懇談会（代表委員 石川洋基）
- 3 秋田県医療労働組合連合会（執行委員長 石川洋基）
- 4 中通病院労働組合（執行委員長 高村美幸）
- 5 日本自治体労働組合連合秋田県本部（中央執行委員長 笹代孝徳）
- 6 秋田県公務公共一般労働組合（執行委員長 笹代孝徳）
- 7 秋田県高等学校教職員組合（執行委員長 加賀屋俊悦）
- 8 秋田県地域一般労働組合（執行委員長 小笠原猛）
- 9 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部（執行委員長 石塚優）